

■ 本物件に関する過去からの経過

資料 1

	年月日	経緯
土地取得関係	●H12.9	土地開発公社が東雲西町1丁16-6を買収
	●H14.3	“ 東雲西町1丁16-1を買収（所有者にて解体し更地化）
	●H14.12	“ 東雲西町1丁16-5を買収
	●H18	大阪府「運用申し合わせ」にアスベストの補償が記載され、本市でも運用を行う
	●H26.7	東雲西町の上記物件について、土地開発公社より堺市へ所有権移転
天井裏のアスベストへの対応	●H29	大浜公園事務所にて、隣地の雨漏り原因調査時に天井裏に石綿らしきものを確認（屋根部分の石綿は確認できず）
	●H30.2	建物外部及び内部の石綿調査（屋根裏部分に石綿を検出）
	●H30.6	危機管理室からアスベスト点検マニュアルが発行
	●H31.3	外部及び内部の気中調査濃度測定調査（室外：0.5本/L）
	●R1.5	大浜公園事務所より建築監理課へ石綿対策の施工方法、概算費用等について相談。
今回の事案（屋外屋根裏部分のアスベスト）への対応	●R2.5	建築監理課へ再度石綿対策工事等について相談するが、市所有部分だけで建物や石綿撤去は構造的にできない旨説明を受ける。
	●R3.7.29	大浜公園事務所、建築監理課が東雲公園予定地で屋内アスベストの対策工事の検討のため、立会した際、屋外の屋根裏部分にアスベストと疑わしい物を発見
	●R3.7.30 ～8.5	調査会社を手配し現場確認。同一建築物の所有者へ調査について連絡。
	●R3.8.11	大浜公園事務所にて屋外に露出している部分のアスベスト調査を実施 →試料採取をおこない、採取部をスプレーにて養生
	●R3.8.16 ●R3.8.17 ・	調査会社から「アモサイトが含有されている」旨、速報あり。 建築監理課とアスベスト対策について相談。業者と現場立会し見積もりを依頼。 同一建築物の所有者へアスベスト対策工事が必要な旨を連絡。

今回の事案（屋外屋根裏部分のアスベスト）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●R3.8.19</li> <li>・</li> <li>●R3.8.20</li> <li>●R3.8.26</li> <li>●R3.8.30</li> <li>●R3.8.30</li> <li>●R3.9.1</li> </ul>	<p>建築監理課、設備課、環境共生課、大浜公園事務所で打合せ。施工方法など今後の対応について協議。</p> <p>調査会社より調査結果の報告書が到着。</p> <p>調査会社に気中濃度（室外・室内）と定量調査を追加する旨を指示。</p> <p>気中濃度測定を実施。（0.5本/L）</p> <p>アスベストが検出された旨、報道提供を実施</p> <p>大浜公園事務所が環境対策課へ大気汚染防止法の届出について再確認。</p> <p>吹付け石綿に対し、サンプリングのみを目的とする行為であれば、法律の届出を要する作業には該当しないが、その範囲を超えた封じ込め措置を実施することであれば届出の提出及び作業基準の遵守が必要である旨を確認。</p>
--------------------------	--	--